平成２２年（フ）第７８３号
さいたま市緑区東浦和２丁目６番地１　Ａ―403
債務者　川江記代子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０３号
埼玉県川口市大字安行原2533番地の５
債務者　鈴木　泰子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３３号
埼玉県草加市谷塚町1880番地14
債務者　間　香代子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６１号
埼玉県草加市西町1265番地７　羽鳥荘202号
債務者　三河　春江
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
埼玉県草加市松原３丁目Ｃ41番102号、前住所埼玉県草加市高砂１丁目12番３―103号
債務者　大竹　智紀
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
埼玉県春日部市椚81番地６
債務者　柿沼　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２７８号
大阪市東淀川区東中島１丁目１番21―809号
債務者　奥田真理子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３２２号
大阪府豊中市長興寺南３丁目６番40―402号
債務者　山内　純子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３７０号
大阪市東住吉区住道矢田７丁目５番２号
債務者　滝口つや子
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４２８号
大阪府東大阪市長堂２丁目12番17号ハウスランド布施209号
債務者　山森　則夫
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６４３号
大阪市住吉区苅田２丁目12番６―312号
債務者　横山　順治
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８２１号
大阪府八尾市安中町１丁目４番６―201号
債務者　益田　豊美
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０９号
大阪市此花区伝法６丁目３番４―1120号
債務者　亀田　利明
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９７７号
大阪市住吉区遠里小野２丁目４番20―102号
債務者　森本　　進
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９０号
大阪市淀川区新北野３丁目２番１―512号新北野コーポ
債務者　前田　保明
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４００１号
大阪府八尾市竹渕西１丁目75番地
債務者　井上真弓こと　諏訪　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２５号
大阪市東住吉区針中野４丁目10番16号
債務者　田口　正男
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０２７号
大阪府高槻市奈佐原元町10番13号
債務者　福留　俊一
1　決定年月日時　平成22年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部